

第 4 5 号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 項（）」を「第 2 項（これらの規定を）」に、「第 3 6 条」を「第 3 6 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「4 3 3 円」を「3 3 3 円」に、「から第 5 号」を「に該当する扶養親族については 1 人につき 2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 3 3 3 円）を、第 3 号から第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「3 6 7 円」を「3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 1 5 歳」を「1 5 歳」に、「満 2 2 歳」を「2 2 歳」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条

例」という。) 第5条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例第5条第3項の規定中同項第2号に該当する扶養親族に係る部分(非常勤消防団員等に同項第1号に該当する者がいない場合に係る部分を除く。)は、平成29年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の豊川市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定に基づき同項第2号に該当する扶養親族のうち子について加算された補償基礎額(非常勤消防団員等に同項第1号に該当する者がいない場合の補償基礎額を除く。)により支給された損害補償は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額及び加算の対象を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。